

個人情報保護委員会（第86回）議事概要

- 1 日時：平成31年1月28日（月）15：00～16：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：嶋田委員長、熊澤委員、丹野委員、小川委員、中村委員、
加藤委員、大滝委員、藤原委員
其田事務局長、福浦事務局次長、的井総務課長、佐脇参事官、
三原参事官、山崎参事官、松本参事官

4 議事の概要

（1）新任の委員からの挨拶について

中村委員から「これまで地方財政に関わってきたが、最近では、ICTやAIを使って地域を活性化させるという趣旨の文言が謳われるようになった。地方公共団体のデータの利活用の推進を考えると、個人情報の保護が不可欠であり、個人情報の保護とデータの利活用の両方を更に充実させる必要がある。今後とも勉強しながら、務めさせていただきたいと思う」旨の発言があった。

（2）いわゆる3年ごと見直し（今後の進め方について）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員から「見直しの今後の進め方について、着眼点が多数ある中で消費者が最も関心をもつのは、個人データに関する個人の権利の在り方だろう。当然これには個人の意見を丁寧に踏まえた議論が必須であるが、個人の意見を把握することは必ずしも容易ではないのではないかと。事業者の御意見は、業界団体もあるし、事業者自身で意見を発する機会もたくさんあるが、それに比べて、個人の場合は多くない。当委員会には、何回か過去に取り上げたとおり、『個人情報保護法相談ダイヤル』があり、1日に70件前後の苦情・相談を受け付けている。そのうち約4割は消費者からのものである。また、当委員会はタウンミーティングも全国各地で開いており、色々なお立場の方々からお声を頂戴している。そのような生の声を基に、見直しに当たってステークホルダーの一員である個人の声が反映されるべく尽力していくべきである」旨の発言があった。

藤原委員から「今後幅広いステークホルダーの意見を聴きながら進めるべき。特に、前回の改正個人情報保護法で、5,000を超えない数の個人情報を取り扱う者も法の適用対象となったことを踏まえ、中小零細事業者等の意見を吸い上げるべき。また、諸外国の制度をきちんと調査した上で、我が国の法制としてどうするかを考える必要がある。

また、ペナルティの在り方に関連して、改正法施行後、委員会が指導等を行った件数は平成29年度で270件、30年度上半期で139件と承知。事業者

は概ね指導等に沿って適切に対応していると認識。今後、我が国におけるパーソナルデータの在り方を議論するに当たっては、諸外国の制度や運用の状況、国内の法体系や実効性等も参考にしつつ検討を進めるべき。特に、外国事業者をはじめ、越境移転で事業を展開している事業者も多く、事業者も多種多様となってきたので、我が国の行政指導の在り方と効用を見極めて検討していきたい」旨の発言があった。

熊澤委員から「第1期の5年間の成果として、EUとの相互認証を発効させることができた。これは、GDPRが昨年施行されてから初めての事例。また、APECメンバーエコノミーと協力してCBPRも進めてきた。これらを踏まえて、3年ごとに見直しに向けて、今後、国際的なデータ流通がより増大していくことを踏まえると、国際的制度調和の重要性が更に増していくことになる。したがって、多様な観点から諸外国の現状等あるいは実態を把握することが大変重要である。それを立脚点としてしっかりと取り組んでいくことが必要である」旨の発言があった。

小川委員から「AIやIoTを取り巻く技術は日進月歩で進歩しており、こういったものの多くが国際的なサービスやビジネスとなると思うが、個人情報保護の取扱いを検討するに当たっては、個人データを活用したビジネスやサービスの現状を把握して、国際的な議論を深める必要があると思う。またビジネスやサービスを支える先端技術の動向も是非把握してまいりたい」旨の発言があった。

中村委員から「個人情報保護法は事実上全国民がステークホルダーとなる裾野の広い法律である。パブリックコメントを含め、広く意見を聴くことが重要である」旨の発言があった。

大滝委員から「昨年末に『個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって』をとりまとめる際にコメントしたとおり、事業者による個人情報保護のための積極的な取組の促進やその仕組みづくりが大変重要。例えば、プライバシー保護や個人情報保護の担当の役員の設置や、PIA (Privacy Impact Assessment) のような個人情報保護の評価の枠組みについて、積極的に企業や産業界に働きかけ、導入を促すといった様々な取組が考えられる。民間の主体的、自主的な取組がなければ、実態として個人情報保護が進まないと考えられるため、このような論点についても検討を進めたい。併せて、民間活動に深く関係するISO 27000のような国際標準や、プライバシーマークのような認証等も広く普及しつつある。これらの世界的な動向もしっかりと把握し、うまく活用しながら、民間での普及を促す仕組みを考えていくことが大切である」旨の発言があった。

加藤委員から「パーソナルデータの活用の推進は非常に大切であり、我が国の成長等にとってデータの利用は欠かせない。一方で、保護とのバランスも考えなければならない。個人情報保護をめぐる国内外の状況変化は激しい。

ヒアリングの実施にあたっては様々な方々から話を聞くことになると思うが、まずは、直接的に影響を受ける産業界から実態やニーズも含め話を聞く必要がある」旨の発言があった。

嶋田委員長から「昨年、『個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって』で審議した項目について、今回は更に具体化されており、検討を進める着眼点としては余すところなく課題提起ができていないのではないか。また、それに加えて重点的に考慮しなければいけない点について各委員から御意見を頂戴した。これを踏まえてこれから検討していきたいと思う。

また、既に藤原委員や、熊澤委員等の委員からも強調していただいているが、状況の変化が大変激しくなっていることを踏まえて、早急に、実態把握を進めることが重要と考える」旨の発言があった。

(3) いわゆる3年ごと見直し（漏えい報告の在り方関係）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

熊澤委員から「国際的にみれば、主要国の多くで漏えい報告の義務化が行われているほか、データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議といった多国間での枠組みでも、各国の漏えい報告の状況を当局間で集計するという議論が出ている。そういった中で世界の趨勢や各国の制度を理解した上で、漏えい報告の在り方をしっかりと議論していくべきである」旨の発言があった。

丹野委員から「漏えい報告に関する見直しについては、漏えい報告の意義という観点から考えるべき。漏えい報告は、当局が漏えい事案を把握し、個人の権利利益の確保を図るためのいわば起点であり、個々の事業者を適切に監督するだけでなく、当局が、事業者が参考にすべき情報を積極的に事業者に対して発信し助言することで、事業者の適切な対応につなげて、ひいては、個人の権利利益の確保を図るという側面がある。漏えい報告の在り方を検討する上では、このような多面的な意義を踏まえて議論を行っていきたいと思う」旨の発言があった。

嶋田委員長から「今回、諸外国の例をまとめていただいたが、やはり色々な文化的な背景もあることから、対象とする事案、期限、軽減措置、本人への通知等、かなりバリエーションがあるように感じた。諸外国の立法例も参考にしながら、我が国における望ましいという制度の在り方について、影響や実効性、やり易さ、グローバルで見た時の在り方も含めて、検討していきたいと思う」旨の発言があった。

以上